

大阪府東警察署警察官に対する特別公務員暴行陵虐罪等告訴事件についての会長声明

平成22年10月25日に、大阪府東警察署の警察官2名を特別公務員暴行陵虐、証拠隠滅及び公務員職権濫用の各罪で提出された告訴状が、大阪地方検察庁特別捜査部に受理されたとのことである。

告訴状によれば、平成22年9月3日、大阪府東警察署所属の警察官2名が、大阪府内の会社員男性に遺失物横領の嫌疑で任意同行を求め、密室の取調室内で、「お前の人生めちゃくちゃにしたるわ!」「殴るぞ、お前!お前なめとつたらあかんぞ、こら!」「シャブ中以上の嘘つきやんけ!」などの暴言を用いて自白を強要したり、肩や太ももを叩くなどの暴行を行ったりしたという。取調べの状況は、会社員男性がICレコーダーに録音を残していたことで明らかになったとされている。そして、公開された録音内容からすれば、違法な取調べ状況が裏付けられているといえる。

大阪府警察の警察官が、このような違法な取調べを行っていたことは極めて遺憾である。他方で、この問題は、一部の警察官による特殊な事件として矮小化されるべきではない。大阪府警察という組織、のみならず、警察庁全体の体質の問題として捉えられるべきものである。警察署内で、警察官による犯罪が平日に白昼堂々で行われたことは、警察内部で違法・不当な取調べが容認され、常態化していることを裏付けていると考えざるを得ないからである。

今回は、警察官の指示でいったんは消去させられた録音データがたまたま復元できたことから、違法取調べの実態が明らかになったという。そのような録音がない状況では、違法取調べの有無を事後的に検証することは不可能である。密室での取調べは、自白強要の手段そのものであり、えん罪の温床となると言わざるを得ない。また、これによって、警察庁が発した「取調べの適正化指針」が、いかに空しいものか、明白になったものと評価せざるを得ないのである。

当会は、本件を契機に、改めて、このような違法な取調べを防止し、えん罪を根絶するために、大阪府警察及び警察庁に対し、速やかに、すべての刑事事件で、取調べ全過程の録画・録音（取調べの可視化）を開始するように強く求めるとともに、警察の組織全体の体質の問題として、徹底した原因解明及び再発防止策を行うことを求める。

2010年（平成22年）10月27日

大阪弁護士会

会長 金子 武嗣